

令和 7 年度 農業水利基本調査

鳴瀬川地区水利用実態調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 農業水利基本調査鳴瀬川地区水利用実態調査業務（以下、「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、鳴瀬川地区の取水堰が有する慣行水利権の法定化に当たり、取水管理方法及び取水状況を把握し水位流量曲線を作成するものである。

(場所)

第1-3条 本業務位置は、宮城県加美郡加美町宮崎字寒風沢地内で別添【位置図】に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業に従事する技術者は、業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (2) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-6条 共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-7条 受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 本業務の対象施設は、次のとおりである。

1. 寒風沢堰 固定堰

取水口ゲート 幅1.80m×高さ1.80m×1門

計画取水量 0.512m³/s

送水路形式（水位流量曲線を作成する箇所） 三面コンクリート

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	名 称	数量
1	慣行水利権届出書（寒風沢堰）	1式

貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、以下のとおりであり、詳細は【別紙1】作業項目内訳表の作業実施欄に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 資料の検討	1式	
2. 現地調査	1式	
3. 取水管理実態整理	1式	
4. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 水位流量曲線作成箇所は、現地調査を踏まえ監督職員と協議うえ決定するものとする。
- (2) 取水管理実態整理における取水量の算定は、等流計算（マニング公式）によるものとする。
- (3) 第2-2条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 業務履行中に、発注者が成果物の一部提出を求めた場合、協力するものとする。

(管理技術者)

第3-3条 管理技術者は、共通仕様書第7条による測量士のほか、農業土木技術管理士及び次表の資格に係る技術部門・選択科目に該当するものとする。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

【別紙2】に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、

作業日毎に 業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第10条による打合せ時期及び回数は、下記の段階で行うものとし管理技術者が出席するものとする。

初 回 初回打合せ（作業着手の段階）

最終回 最終打合せ（報告書原稿作成段階）

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、【別紙2】に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が必要になった場合
- (6) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

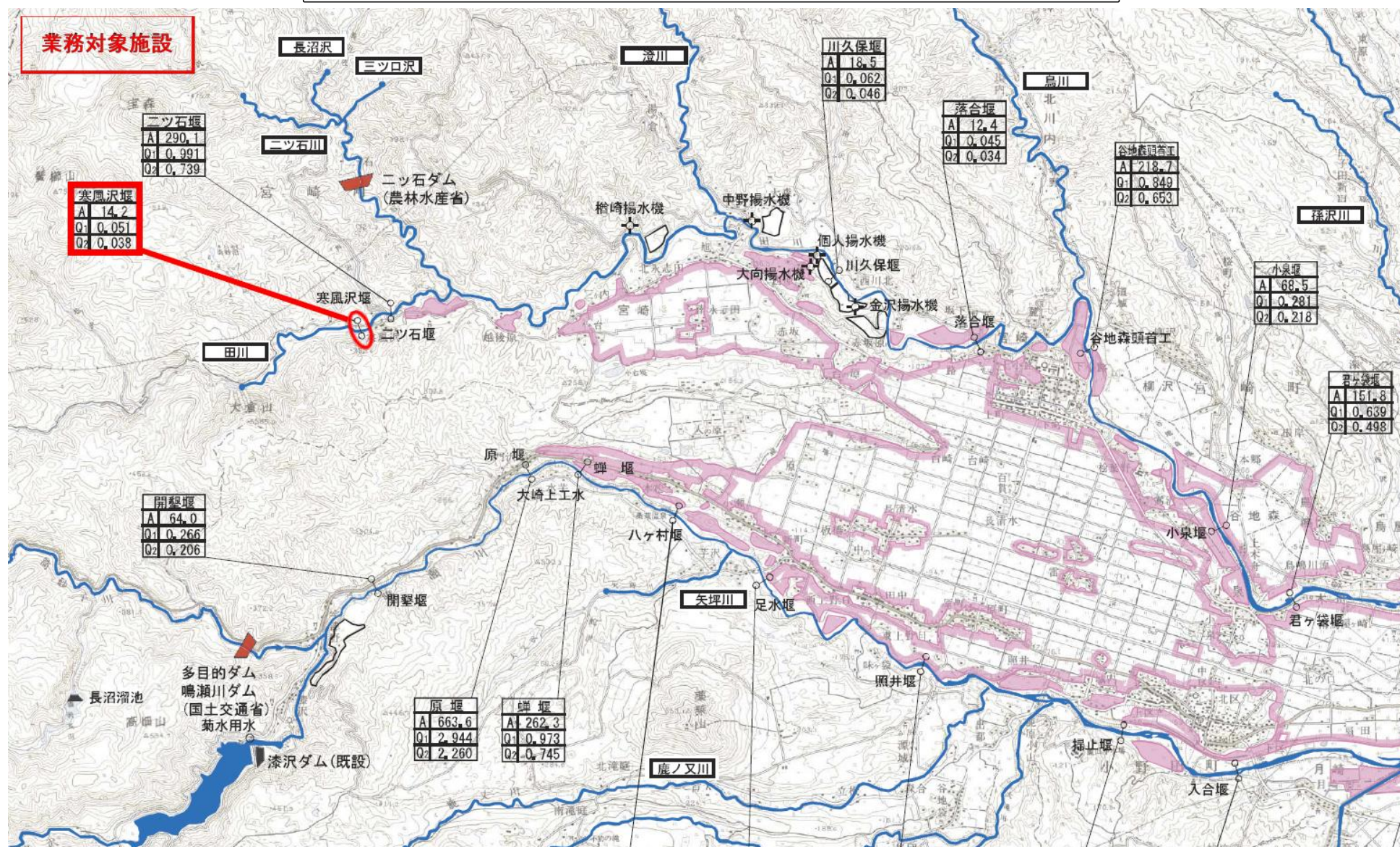
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の作業に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別添】

令和7年度 農業水利基本調査 鳴瀬川地区水利用実態調査業務
位置図



【別紙 1】

【作業項目内訳表】

作業項目	作 業 内 容	作業実施	備 考
1. 資料の検討	貸与資料から業務を実施する上での条件等を整理・把握し、作業計画を樹立する。	○	
2. 現地調査	施設管理者（寒風沢組合）に取水状況等を聞き取った上で、水位流量曲線作成箇所の状況等把握、断面計測及び上下流間の簡易縦断測量（1 箇所につき上下流 2 点）による水路勾配確認を行う。	○	
3. 取水管理 実態整理	現地調査結果から、水位流量曲線及び早見表を作成するとともに、位置図、施設及び取水状況等の写真を整理する。	○	
4. 点検取りまとめ	成果物の点検・取りまとめを行い、報告書を作成する。	○	

【別紙 2】（第 3-3 条、4-1 条関連）

【割合】 予定価格算出の基礎となった同表 A～C までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額